

## 春日部市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例

春日部市役所の位置を定める条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
春日部市役所の位置を次のとおり定める。 埼玉県春日部市 <u>中央七丁目2番地1</u>	春日部市役所の位置を次のとおり定める。 埼玉県春日部市 <u>中央六丁目2番地</u>

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。